

ウッドチェンジ普及促進支援事業実施要領

制定 令和4年5月25日付け4信木利第30号
一部改正 令和5年4月7日付け5信木利第6号

(趣旨)

第1 この要領は、ウッドチェンジ普及促進支援事業（以下「事業」という。）の実施について、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び木材関係事業補助金交付要綱（平成3年7月10日付け3林業第163号。以下「要綱」という。）に規定のあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領で、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) ウッドチェンジ

「身の回りのものを木に替える」「暮らしに木を取り入れる」「建物を木造・木質化する」など、木の利用を通じて持続可能な社会への転換を指す。

(2) 県産材

長野県内で生産された木材を指す。

(3) 県産材製品

県産材を製材・加工して製作された木質製品を指す。

(補助対象事業)

第3 補助対象とする事業は、県産材製品の販路拡大や製品開発・改良等に向けた取組とし、別表1（事業区分表）の内容とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業は、対象事業としない。

(1) 国又は県の支出金及び補助金等の交付を受けた事業

(2) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業

(3) 宗教的活動に関する事業

(4) 政治的活動に関する事業

(5) 公序良俗に反する事業

(補助事業の内容)

第4 補助対象となる事業内容については、次の各号に掲げるものとする。

(1) 販路拡大等については、販路開拓・拡大及び新規市場参入につながる取組

(2) 製品開発・改良等については、新製品の開発・既存製品の改良につながる取組

(3) 補助を受けた年度の翌年度から起算して3年間成果の広報活動を実施すること

(補助事業者)

第5 補助事業者は、民間事業者・団体等（国又は地方公共団体を除く。）とし、以下の各号に該当しないものとする。

- (1) 暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体であること
- (2) 政治的な活動及び宗教活動を目的とする団体であること

(補助対象経費及び補助率等)

第6 補助事業の補助対象経費は、別表2（補助対象経費）のとおりとする。ただし、補助事業者の運営費及び人件費、食糧費並びに他用途への使用が可能な汎用性のある物品の購入経費は除く。

2 補助率は、木材関係事業補助金交付要綱の別表に定めるとおりとする。

(実施計画)

第7 補助事業者は、ウッドチェンジ普及促進支援事業実施計画書（様式第1号。以下「実施計画書」という。）及び事業計画書（様式第1号別紙1）を作成し、次に掲げる書類を添付の上、補助事業者が所在する地域を管轄する地域振興局長（以下「局長」という。）を経由し、林務部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。

- (1) 見積書その他事業費が確認できる書類
- (2) 事業内容が確認できる仕様書、デザイン案等
- (3) その他、部長が必要と認める書類

2 部長は、前項の規定による実施計画書及び事業計画書の提出があったときは、要綱及び要領の規定に基づき内容を確認するとともに、別に定めるウッドチェンジ普及促進支援事業選定委員会に選定を依頼し、その選定結果と毎年度の予算措置状況に応じて事業実施の適否を決定するものとする。

3 部長は前項の規定により適否を決定したときは、局長を経由し、その旨を補助事業者に通知するとともに、局長に補助金額を内示するものとする。

4 局長は、前項の規定により補助金額の内示があったときは、補助事業者に内示するものとする。

(早期着手)

第8 第7第3項の規定により適当である旨の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は局長から内示があった事業に関し、補助金の交付決定前に補助対象となる事業に着手することはできない。

ただし、第7第1項に規定する事業計画書に記載された事業で、局長がやむを得ない事由があると認めた場合にあってはこの限りではない。

2 補助事業者は、早期着手を必要とするときは、ウッドチェンジ普及促進支援事業早期着手協議書（様式第2号）を局長に提出するものとする。

- 3 局長は、前項の申請があり、やむを得ない事由があると認めるときは、事業費及び補助金額等は、補助金交付の決定のときに変更があることを付して同意するものとする。

(補助金の交付申請)

- 第9 補助事業者は、局長から補助金の内示があったときは、要綱第4第1項の規定により、木材関係事業補助金交付申請書(様式第1号)及び補助要件確認書(様式第3号)を作成し、局長に提出するものとする。
- 2 局長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付決定をし、補助事業者に通知するものとする。

(補助金交付の変更)

- 第10 要綱第3第1項第1号に規定する重要な変更とは、次の各号とする。
- (1) 販路拡大等に係る方法及び対象の変更
 - (2) 開発・改良する木質製品の使用用途及び対象物の変更
 - (3) 補助金額の増額又は30%以上の減額
- 2 補助事業者は重要な変更及び要綱第3第1項第3号に規定する変更を行おうとするときは、要綱第5の規定により、定められた各種申請書を局長に提出するものとする。
- 3 局長は、前項の規定による変更の申請があったときは、内容を審査し、適当と認められるときは、部長に協議するものとする。
- ただし、要綱第3第1項第3号のうち完了期限の延長については、部長への協議は不要とし、内容を確認の上、適当と認められるときは、補助事業者に対し変更の承認を行い、その旨を部長に報告するものとする。
- 4 部長は、前項の規定による協議があったときは、当該年度の予算措置状況に基づき補助金額を審査し、適当と認められるときは、同意及び必要に応じて補助金額の変更内示を行うものとする。
- 5 局長は、前項の規定による同意があったときは、補助事業者に対し変更の承認及び必要に応じて補助金額の変更内示を行うものとする。
- 6 前項の規定による変更の内示に伴う補助金の交付申請は、要綱第4第1項の規定により木材関係事業補助金変更交付申請書を作成し、局長に提出するものとする。
- 7 補助事業者は、要綱第3第1項第1号の規定による変更以外の軽微な変更を行おうとするときは、実績報告書(要綱様式第1号)の提出により、変更承認申請を省略することができる。

(状況報告等)

- 第11 局長は、事業の途中において、その進捗を確認するため、補助事業者に対し現地の調査及び資料の提出を求めることができる。
- 2 局長は、その職員を指定して、前項に規定する進捗の確認をすることができる。

(実績報告)

第 12 補助事業者は、事業が完了したときは、要綱第 8 第 1 項の規定により木材関係事業実績報告書に次に掲げる書類を添付して局長に提出するものとする。

- (1) ウッドチェンジ普及促進支援事業報告書（事業実績及び効果）（様式第 4 号）
- (2) 完成写真、設置写真等
- (3) 別表 1 の事業区分 1 普及強化を実施したことが分かる写真
- (4) 補助事業の執行に関する書類等の写し
- (5) 出荷証明書又は納品書
- (6) 県産材を利用したことがわかる書類（（参考様式）県産材使用証明書）
- (7) その他局長が特に必要と認める書類

2 補助事業者は、第 9 第 1 項ただし書きの規定により補助金の交付の申請をした場合、前項の実績報告を行うに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第 9 第 1 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第 1 項の実績報告書の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額が上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第 5 号）により速やかに報告するとともに、当該金額を局長に返還しなければならない。

(調査)

第 13 局長は、補助事業者から次に掲げる書類の提出があったときは、すみやかに調査を行うものとする。

- (1) 前項に規定する実績報告書
- (2) 補助金の概算払請求書

2 局長は、前項による調査を実施したときには、ウッドチェンジ普及促進支援事業調査調書（様式第 6 号）を作成するものとする。

(額の確定)

第 14 局長は、第 13 第 1 項第 1 号の規定による調査を実施した結果、適当と認められるときは、補助事業者に対し、補助金額の確定をするものとする。

(補助金の交付請求)

第 15 補助事業者は、補助金の交付請求を行うときは、要綱第 9 に規定する木材関係事業補助金交付（概算払）請求書によるものとする。

2 補助事業者は、第 9 第 2 項の規定により交付決定を受けた補助金に関し、要綱第 9 に規定する概算払の請求額は、出来高（代金支払が済んでいるものに係る事業費）が 60% 未満の場合にあっては交付決定額の 50% 以内の額、出来高が 60% 以上の場合にあっては

その出来高に応じた額としその上限を交付決定額の90%以内の額とする。

- 3 前項の規定による概算払の回数は2回までとする。
- 4 局長は、前項の規定による概算払請求があったときは、速やかに第13第1項(2)の規定に基づく調査を行い、出来形を確認した上で補助金の概算払をするものとする。

(財産処分)

- 第16 補助事業者は、補助金交付の目的に従い、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって財産を管理(善管注意義務)する。また、事業により取得し、又は効用を増大した財産(取得価格又は効用の増加価格が50万円未満の財産は除く。以下同じ。)を、要綱第10第1項に規定する期間によらず、事業完了年度の翌年度から起算して5年間(以下「処分制限期間」という。)は、部長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者は、事業により取得し、又は効用を増大した財産を処分制限期間内に更新しようとするとき及び補助の目的に反して譲渡、交換、貸付け、使用または担保に供しようとする(以下「財産処分」という。)ときは、要綱第10の第2項の規定により定められた申請書を局長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。
 - 3 局長は、前項の規定による申請書の提出があったときには、内容を調査し、部長に協議するものとする。
 - 4 部長は、前項に規定する協議があったときは、内容を確認し、やむを得ないものと認められるときには、局長に同意するものとする。
 - 5 局長は、前項の規定による同意があったときは、補助事業者に対し、財産処分の承認を行うものとする。

(事故報告)

- 第17 補助事業者は、処分制限期間内に天災その他の事故により、補助事業により取得した補助対象となる財産に事故があったときは、局長に届け出るものとする。
- 2 局長は、前項による届け出を受けたときには、現地を調査した上で、部長に報告するものとする。

(書類の提出及び経由)

- 第18 この要領により、部長に提出する書類は、要綱第11の規定に準じて局長を経由するものとする。ただし、事業が県全域にわたる又は県外の民間事業者・団体等に係る場合は局長を経由しないものとし、この要領に「局長」とあるものは「知事」と読み替えて適用するものとする。なお、第7第3項、第10第3項並びに第16第3項、第4項及び第5項についてはこの限りでない。

附 則

- 1 この要領は、令和4年5月30日から施行する。
- 2 この要領は、令和5年度の事業から適用する。

別表1（事業区分表）

| 事業区分 | 事業内容 |
|--------------|---|
| 1 県産材製品の普及強化 | (1) 販路開拓・拡大 (2) 新規市場参入 |
| 2 県産材製品の魅力向上 | (1) 新製品の開発 (2) 既存製品の改良 (高付加価値化) (木質製品への転換) |

別表2（補助対象経費）

| 経費の区分 | 内 容 |
|----------|---|
| 賃 金 | アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。 |
| 報 償 費 | 事業の推進を図るために開催する会議や研修等に出席する有識者、講師等の謝金とする。 |
| 旅 費 | 事業対象となる団体等の構成員、技術者、アルバイト、技能者及び会議や研修等に出席する有識者、講師等の旅費とする。 |
| 需 用 費 | 消耗品費、燃料費、印刷製本費、資料購入費及び修繕料等とする。 |
| 役 務 費 | 通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料及び損害保険料等とする。 |
| 委 託 料 | 資料作成、測量・調査・調整、広告出稿料及びコンサルタント等の委託料とする。 |
| 使用料及び賃借料 | 会議室、貨客兼用自動車及び事業用機械器具等の借料及び損料とする。 |
| 原材料費 | 事業に必要な原材料費とする。 |

※正社員の給与は補助対象外